

施設での出店について

公益財団法人 金沢市スポーツ事業団

販売行為やサービスの提供など出店を行う場合は、使用申請の際に施設職員と事前に協議のうえ出店に関する申請が必要です。

出店の内容によっては、当事業団事務局において審査のうえ出店の可否を決定し、許可しない場合があります。また、出店にあたっては、下記の出店条件に同意のうえ出店の申請をお願いします。

【出店条件】

(1) 出店手数料

＜スポーツ競技団体等が主催する競技大会等＞

- ・対象：飲食物の販売
- ・出店料：1店舗当たり 1日 3,000円（税込）

＜興業（観客から入場料を徴収し観覧させる催し等）＞

- ・対象：全ての販売・有料サービス等
- ・出店料：1店舗当たり 1日 5,000円（税込）

※無償提供・無料のサービスは対象外とします。ただし、施設の電源や水道を使用する場合は1店舗当たり1日500円（税込）の納付が必要です。

※1店舗とは5㎡以内のスペースとします。5㎡を超える場合は、5㎡ごとに1店舗として取扱います。

(2) 出店手続き

- ・出店の申請は主催者が行ってください。出店業者が直接申請することはできません。
- ・所定の出店申請書に店舗の配置図及び出店手数料を添えて申請してください。
- ・出店手数料が不要の出店についても申請が必要です。
- ・出店手数料のお支払いがない場合は、出店を許可しません。
- ・支払われた出店手数料は返金しません。ただし、当事業団の都合により出店の許可を取り消したときは出店手数料を返金する場合があります。

(3) 注意事項

- ・主催者は、出店にかかるすべての責任を負うものとします。
- ・施設敷地内では、火気等を使用した調理などはできません。（設備が整ったケータリングカーについては消火器を備えつけるなど安全面に問題がない場合は許可します。）
- ・衛生管理には十分留意し、ゴミ等は主催者・出店者が回収し処分してください。
- ・出店終了後は施設を原状に回復してください。
- ・必ず、施設職員の指示に従ってください。
- ・上記出店条件に同意できない場合は出店できません。